園芸施設共済
ご契約のしおり

目　次

園芸施設共済の重要事項説明

1　契約締結前における確認事項……P１

2　契約締結時における注意事項……P５

3　個人情報の取り扱い……P６

4　重要事項の説明……P７

この冊子には、園芸施設共済の補償内容やご加入にあたっての重要事項を掲載しております。内容をご確認のうえ大切に保管してください。

また、加入の手続き後に当組合より送付される「加入承諾書兼払込通知書」を必ずご確認いただき、加入申請内容等がご希望に沿った内容と異なっている場合は、速やかに加入手続きを行った農業共済組合まで申し出ください。

安心のネットワーク
NOSAI 埼玉

園芸施設共済の重要事項説明

この資料は、埼玉県農業共済組合事業規程における園芸施設共済に係るポイントをまとめたものです。ご加入前にご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえお申込みください。

マークのご説明

契約概要　共済制度の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報　ご契約に際して加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

1 契約締結前における確認事項

園芸施設共済の仕組み

契約概要　注意喚起情報

「農業は自然災害や病害虫などの影響を受けやすく、すべての農業者がさまざまなリスクに直面しています。」

園芸施設共済は、災害に備えて組合員が共済掛金を出し合い、国も共済掛金の半分を負担することにより、被害を受けた組合員に対して共済金を支払い、損害の補てんによって農業経営の安定を図ることを目的とした制度です。

なお、加入資格は特定園芸施設を所有又は管理し、その施設の合計面積が 100㎡以上の農業者となります。

（既に組合員となっている場合は 100㎡未満であっても加入できます。）

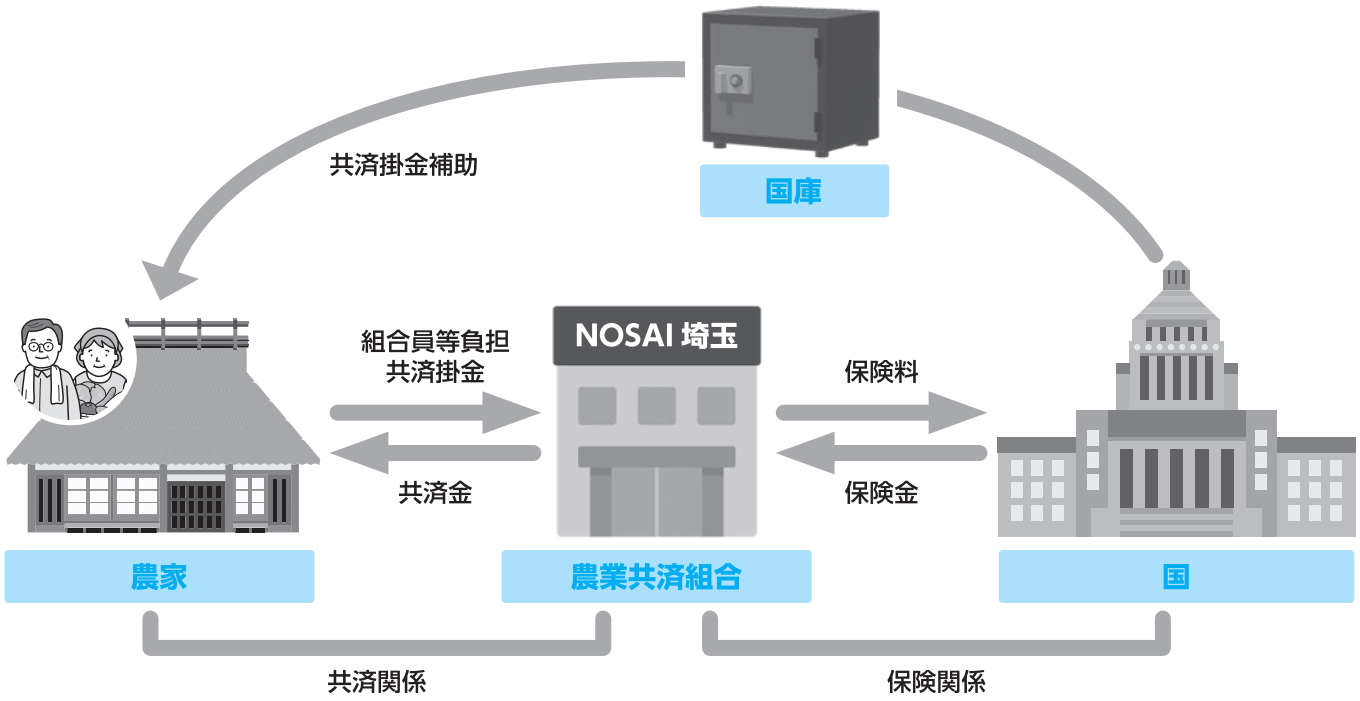

加入できるものは

契約概要

特定園芸施設
（必ず加入）

●農作物を栽培するためのガラス室及びプラスチックハウス
●ガラス室　●パイプハウス　●鉄骨ハウス
●雨よけハウス　●多目的ネットハウス

＋

附帯施設

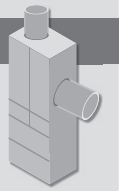

特定園芸施設に附属するもの
●冷暖房施設　●かん水施設　●換気施設
●カーテン装置　●自動制御施設など

施設内農作物

特定園芸施設の内部で栽培される農作物
（育苗中の農作物は除く）

撤去費用

災害による特定園芸施設の損壊に伴い発生する撤去に要する費用を補償します。
（被覆材に係るものは補償対象外）

復旧費用

災害による特定園芸施設、附帯施設を復旧するのに要する費用を補償します。
（被覆材に係るものは補償対象外）

特定園芸施設に加えて選択加入することが出来ます。

補償対象（対象となる災害）

契約概要　注意喚起情報

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害
火災、破裂及び爆発、航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下
車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害、鳥獣害に対して共済金を支払います。

◎施設内農作物の加入方法は 2 通りあります。
☆一般方式　…　上記の補償対象の事故による損害を対象とします。
☆事故除外方式　…　上記の補償対象の事故のうち、**病虫害を除く損害**を対象とします。
＊事故除外方式の加入条件
設置面積が合計 5a 以上、栽培経験年数が引き続き 3 年以上の方。
又は病虫害による損害の防止を行うために必要な防除施設が整備されている方。

補償対象とならないもの

契約概要　注意喚起情報

●通常すべき管理及び損害防止を怠った場合
●損害発生の通知を怠り、不実の通知をした場合
●人為的な損害（故意・盗難・いたずら等）
●附帯施設の故障及び老朽化
●施設内農作物の降霜害・生理障害・連作障害・薬害
●損害額が 1 棟ごとに選択された小損害不填補の基準を超えない場合
●部材そのものに損害がない場合（ビニール・ネットのめくれ等）
●申込みの際に設定した未被覆期間中に発生した被覆・施設内農作物の損害
●被害申告の遅滞

共済価額（時価評価額）

契約概要　注意喚起情報

園芸施設共済の共済価額は、当該園芸用施設または当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再建築又は再取得するのに要する額（再建築価額）に経過年数に応じた時価現有率（被覆材の場合は被覆経過割合）を乗じて得た額をいいます。

施設区分	共済価額の算定
特定園芸施設	≪ガラス室≫ ＊共済価額　＝　ガラス室の再建築価額×時価現有率 ≪プラスチックハウス≫ ＊共済価額　＝　プラスチックハウス本体の再建築価額×時価現有率 ＋　被覆材の再取得価額×被覆経過割合
附帯施設	＊共済価額　＝　附帯施設の再取得価額×時価現有率
施設内農作物	＊共済価額　＝（特定園芸施設（プラスチックフィルム等を除く）の再建築価額＋プラスチックフィルム等の再取得価額） ×　施設内農作物価額算定率
撤去費用	＊撤去費用基準額　＝　㎡当たり撤去費用基準額×特定園芸施設の設置面積 （施設本体の撤去に要した金額が 100 万円以上又は被覆材を除く施設本体の損害割合が 50%（ガラス室の場合 35%）を超える場合に支払い対象となります。）
復旧費用	＊復旧費用基準額　＝　特定園芸施設の再建築価額（プラスチックフィルム等を除く） ×（100%－時価現有率） ＋　附帯施設の再取得価額　×　（100%－時価現有率）

共済金額（補償金額）

契約概要　注意喚起情報

共済金額は、共済責任期間内に共済事故により被害が生じた場合に組合が支払う共済金の最高限度額であって、この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。また、共済掛金もこの金額を用いて算定されます。

共済金額　＝　共済価額　×　付保割合

付保割合（補償割合）とは

＊補償される割合で、80%・70%・60%・50%・40%の中から選択できます。
◎付保割合追加特約…付保割合 80%を選択した場合、特約を付加することで共済価額の10%又は20%の補償を上乗せすることが出来ます。

共済金

契約概要　注意喚起情報

共済金は共済事故による損害額が加入時に選択した小損害不填補（免責額）の基準額を超える場合に支払います。

共済金　＝　損害額　×　付保割合

◎小損害不填補

＊共済金の支払いは、特定園芸施設ごとに損害額（附帯する施設、施設内農作物を含む）が**加入申込み時に選択した**『3 万円又は共済価額の 5%』『10 万円』『20 万円』『50 万円』『100 万円』を超える場合にお支払いとなります。

◎小損害不填補 1万円特約

＊小損害不填補『3 万円又は共済価額の 5%』を選択された方は、小損害不填補 1 万円特約を付すことが出来ます。これにより損害額が『**1 万円**』を超える場合にお支払いとなります。

農家負担掛金

契約概要　注意喚起情報

農家負担掛金＝共済金額×共済掛金率× 1/2

①**掛金の半分（1/2）は国が負担しています。**
ただし、復旧費用特約、付保割合追加特約、小損害不填補 1 万円特約の掛金及び農家ごとの共済金額が 1 億 6 千万円を超えた部分の掛金については、全額農家負担となります。
②未被覆期間がある場合は、被覆期間、未被覆期間ごとに掛金を計算します。
③共済掛金率は施設の区分や加入方法によって異なります。
また農家ごとに過去の被害状況に応じた危険段階別共済掛金率により算出された共済掛金が適用されます。
④上記掛金の他に別途、事務費賦課金が必要となります。
＊掛金及び事務費賦課金は所得税法上の必要経費として計上することができます。

掛金・賦課金の割引制度

＜集団加入割引＞　園芸施設共済に集団で加入することにより、掛金・賦課金が割引されます。
① 加入率が上昇し、生産組織内の加入率が 80%を超えている …… **掛金 5%割引**
② 加入率が上昇し、生産組織内で 5 人～9 人が園芸施設共済に加入している …… **賦課金 10%割引**
③ 加入率が上昇し、生産組織内で 10 人以上が園芸施設共済に加入している …… **賦課金 20%割引**
＜太いパイプハウスの割引＞　骨格の主要部分が 31.8 mm以上の径のパイプにより造られている補強ハウス …… **掛金 15%割引**

補償期間

契約概要　注意喚起情報

毎月の 5 日・15 日・25 日から原則 1 年間

以下の事由に該当する場合は 1 年未満とすることができます。
◎**共済責任期間の始期又は終期を統一する場合。**　◎当該特定園芸施設の設置期間が周年でない場合。
継続して加入する場合、共済責任期間開始日の前日までに共済掛金等を納入していただきます。

② 契約締結時における注意事項

通知義務

注意喚起情報

以下の異動があった場合、速やかに農業共済組合へご連絡ください。
①共済目的の譲渡
②共済目的の移転、解体、増築、改築又は構造若しくは材質の変更
③共済目的の共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く。）又は滅失
④共済目的を他の保険又は共済に付したこと
⑤特定園芸施設の被覆期間の変更
⑥施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更
⑦施設内農作物の発芽（播種されたものが 80％以上の発芽した状態をいう。）又は移植

事故発生通知および損害通知

注意喚起情報

事故発生通知

共済事故が発生したときは、速やかにその旨を農業共済組合へ連絡ください。
また、施設内農作物については、病虫害の徴候が確認されたときは直ちにその旨を連絡ください。

損害通知

共済金の支払いを受けるべき損害がある場合は、以下の内容を農業共済組合まで通知ください。
①共済事故の種類
②共済事故の発生年月日
③共済事故により損害を受けた共済目的並びに棟番号及び所在地
④共済事故によって生じた損害の状況
⑤その他被害の状況が明らかとなる事項

撤去費用・復旧費用を補償対象とした事故の取扱い

上記の損害通知後、速やかに園芸施設撤去・復旧計画書に特定園芸施設の設計図及び附帯施設の仕様書等を添付して組合に提出してください。また、撤去した際はその旨を通知し、復旧した際はその旨及び当該復旧に係る作業の実施者を通知してください。

収入保険への移行に伴う解除 （施設内農作物を付加している方へ）

契約概要　注意喚起情報

施設内農作物を補償対象としている方が同時に収入保険に加入することはできません。ただし、収入保険に加入する際は、施設内農作物に係る部分について共済関係を解除（共済関係の一部解除）することができます。その場合、施設内農作物に係る共済掛金及び事務賦課金は共済責任期間の未経過部分を日割で計算した金額を返還します。
解除の際は書類の提出が必要となります。

共済関係の解除

注意喚起情報

以下の事項に該当した場合、共済関係解除の可能性がありますのでご注意ください。

①園芸施設共済の申込みの当時、共済関係が成立することにより塡補することとされる損害の発生の可能性に関する重要な事項のうち、この組合が告知を求めたものについて故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をした場合。

②組合員が、正当な理由がないのに共済掛金等の払込みを遅滞した場合。

③組合員が、この組合に当該共済関係に基づく共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合。

④組合員が、当該共済関係に基づく共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合。

⑤組合員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合。

⑥その他、この組合の組合員に対する信頼を損ない当該共済関係の存続を困難とする重大な事由。

事業規程について

注意喚起情報

農業共済のご契約は、埼玉県農業共済組合事業規程に基づきます。

事業規程の内容は、埼玉県農業共済組合ホームページ（https://nosai-saitama.jp/）の「情報開示」に掲載しておりますので、ご確認ください。

「埼玉県農業共済組合」又は「NOSAI 埼玉」でご検索ください！

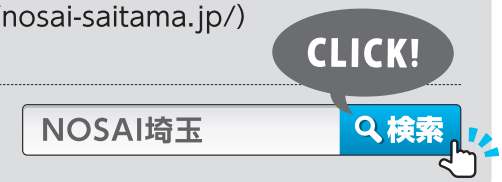

③ 個人情報の取り扱い

注意喚起情報

ご加入の内容、加入申込書等記載事項やその他知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当農業共済組合（以下「組合」という。）が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

当組合は、農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国、地方公共団体、ＪＡ等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

様式第１号の７　園芸施設共済

重要事項の説明

この説明書は、「金融商品の販売に関する法律」の施行に基づき、農業共済事業に御加入いただくにあたり、加入者の皆さんに、農業共済事業の特徴やリスクを御理解いただくために作成したものです。

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと組合と国の２段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと又は共済関係を解除することがありますので、御了解のうえお申込みいただきますようお願い申し上げます。

（１）通常すべき管理やその他損害防止の義務を怠った場合。
（２）損害防止のために特に必要な処置の指示に従わなかった場合。
（３）共済目的の譲渡、移転、解体、増築、構造もしくは材質の変更又は共済事故以外の事由による破損（軽微なものを除く）若しくは滅失、共済目的を他の保険又は共済に付したこと、特定園芸施設の被覆期間の変更、施設内農作物の種類、栽培面積又は栽培期間の変更、施設内農作物の発芽又は移植の通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をした場合。
（４）共済事故の発生及び共済金の支払を受けるべき損害があると認められるときに、遅延なく農業共済組合への通知を怠った場合。
（５）当該申込みの際、特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間、附帯施設の種類及び経過年数、施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をした場合（この組合がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く）。
（６）正当な理由がないのに特定園芸施設の被覆期間の変更に伴う増額分を、異動通知の日から起算して２週間以内に組合員負担共済掛金の払込を遅滞した場合。
（７）植物防疫法により、移動が禁止されている植物等を持ち込んだことによって生じた損失の額。
（８）正当な理由がないのに組合員負担共済掛金の分納において、第２回目の組合員負担共済掛金の払込みを遅延した場合。
（９）農業共済組合の財務状況によっては、お支払いする共済金が削減されることがあります。

農業共済事業は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るべく実施されている事業です。以下、農業共済事業を御紹介いたします。

農作物共済（水稲・陸稲・麦）
家畜共済（牛・馬・豚）
果樹共済（なし・ぶどう）
畑作物共済（大豆・スイートコーン・茶・蚕繭）
園芸施設共済（特定園芸施設・附帯施設・施設内農作物）

この重要事項の説明書の了承は、加入申込書（又は変更届出書）兼引受評価書の提出をもって、御了承いただく旨よろしくお願いいたします。

【お問合せ先】

本　　所　〒330-0835　さいたま市大宮区北袋町1-340　TEL 048-645-2141　FAX 048-645-2144
中部統括支所　〒350-0011　川越市大字久下戸3523-1　TEL 049-235-8711　FAX 049-235-8713
東松山支所　〒355-0035　東松山市大字古凍28-1　TEL 0493-22-0655　FAX 0493-22-0840
上尾支所　〒362-0005　上尾市大字西門前523-1　TEL 048-779-6911　FAX 048-779-6917
北部統括支所　〒360-0843　熊谷市三ヶ尻322　TEL 048-533-8030　FAX 048-533-8040
秩父支所　〒368-0013　秩父市永田町1-8　TEL 0494-22-0647　FAX 0494-23-0689
東部統括支所　〒361-0012 行田市大字下須戸913　TEL 048-559-1588　FAX 048-559-1578
宮代支所　〒345-0831 南埼玉郡宮代町大字須賀700-1　TEL 0480-32-1015　FAX 0480-32-5432